

募集対象

1. 自社技術等を活用して、新製品の開発を目指していること
※ソフトウェアやビジネスモデルのみの開発等は対象外
2. 中小企業基本法で定める中小企業であること
 - 製造業・その他※:資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下
(※)ソフトウェア業、情報処理サービス業も含む
 - 卸売業:資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下
 - サービス業:資本金 5 千万円以下又は従業員 100 人以下
 - 小売業:資本金 5 千万円以下又は従業員 50 人以下
3. ①法人の場合:東京都内に登記簿上の本店または支店があること
②個人の場合:都内税務署に個人事業の開業届が提出されていること
4. みなし大企業でないこと
※「みなし大企業」とは、以下の場合をいいます。
 - ①大企業が単独で発行済み株式総数又は出資総額の 1/2 以上を所有又は出資している場合
 - ②複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の 2/3 以上を所有又は出資している場合
 - ③役員の数以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
 - ④その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合
5. 都内で実質的に事業を行っていること ※電話等により確認させて頂くことがあります。
6. 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者など、公社が支援先として社会通念上不適切と判断するものではないこと